

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月26日
【会社名】	新日本建設株式会社
【英訳名】	SHINNIHON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高見 克司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3
【縦覧に供する場所】	新日本建設株式会社 東京支店 (東京都中央区日本橋堀留町一丁目4番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長高見克司は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告の内部統制の評価は、当事業年度末日である平成27年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠して行われております。

評価に当たっては、当該評価範囲における全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、その評価結果を踏まえて決定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす虚偽記載リスクとそれを合理的なレベルまで低減する統制上の要点を識別し、内部統制の整備状況及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスの評価範囲については、連結売上高を指標として、概ね2/3に達するまでの事業拠点を「重要な事業拠点（当社1社）」として選定しました。当該重要な事業拠点において、当社の事業目的に大きく関わる勘定項目である「売上高」、「売掛金（完成工事未収入金及び開発事業等未収入金）」、「棚卸資産（販売用不動産、未成工事支出金及び開発事業等支出金）」に至る業務プロセスを評価対象としました。さらに、財務報告への金額的及び質的影響を勘案して、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る特定の業務プロセスについても、重要性の大きい業務プロセスとして、評価対象に追加しました。

## 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって平成27年3月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

### 記

平成27年3月上旬、外部からの指摘により、当社が依頼していた不動産鑑定業者の鑑定結果が誤っている可能性が判明したため、当社は社外の専門家による第三者委員会を設置し、調査を実施いたしました。調査の結果、棚卸資産である販売用不動産及び開発事業等支出金並びに有形固定資産の金額訂正が必要であることが判明しました。当社は当該調査結果及び会計監査人による指摘に基づき過年度の決算を訂正し、平成22年3月期から平成26年3月期までの有価証券報告書、及び平成23年3月期の第1四半期から平成27年3月期の第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

本件は、取締役会が有効に機能する体制及びリスク管理体制が十分でなく、また事後コントロールとしての監査役及び内部監査部門による監査体制が不十分であったこと等に起因したものと認められ、また、当社内における会社決算の重要性に対する理解及び不動産鑑定に関する理解の不足が生じていたことにも起因していたものと認められます。

以上のことから当社は、全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス及び不動産の評価に係る業務プロセスの一部の脆弱性が当該不適切な会計処理を招いたと認識しており、これらの財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社としましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、第三者委員会の報告等を踏まえ、財務報告に係る内部統制の不備を是正するために、以下の再発防止策の策定に着手しております。

( 1 ) 取締役会の機能強化

各取締役は取締役会で他の取締役が所管する職務に対して積極的な関与が図られていない旨の指摘があり、その対応策として、取締役会における議案に対する決議過程や報告事項の内容等について見直しを図り、各取締役の相互監視機能の活性化を促し、問題点の把握、改善策の検討、取締役会としての方針決定までのプロセスを明確にします。また、取締役会における価値観の多様性の重要性を再認識し、新たに社外取締役を招聘し、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図ってまいります。

( 2 ) リスク管理体制の再整備及び適切な運用

本件の発生事由として会社経営一般に生じる様々なリスクに対する認識が欠如している旨の指摘があり、将来財務報告につながる虞のあるこのようなリスクへの対応策として、役員はもとより社員全員のリスク認識を高めるために、本部毎にリスク管理者を選任し、各本部におけるリスクの洗い出し、分析を行い、自社のリスクを認識し、認識されたリスクについては的確に対処できる管理体制を構築してまいります。また、新たなリスクが発見できる体制として、定期的に各本部においてリスク検討会を開催し、常務会において各本部長から報告を行うことといたします。

( 3 ) 不動産鑑定業者等、当社取引先の適切な選定

不動産鑑定業者の選定時に適切な注意義務が払われていない、また委託業務の成果物に対する正確性の検証手続きが行われていない旨の指摘があり、その対応策として、業者選定にあたっては、信用情報や実績等を入手して、当社が求める委託業務が適切に行えるか否かの判定を行い、委託業務の成果物についてはその正確性の検証を行ってまいります。特に不動産鑑定業者の選定及び鑑定書内容の検証につきましては、不動産評価手続きを伴う業務マニュアルを再整備し、個別業務プロセスを見直してリスクを明確にし、適正なコントロール機能の確立を図ってまいります。

( 4 ) 管理本部部門の強化

管理本部において、各本部との連携・事実関係の掌握不足等の指摘があり、その対応策として、各本部との決算事前打ち合わせの開催、および各本部の会議に出席する等により、経営環境の変化に対応した決算処理ができる情報収集力を高めると共に、財務・経理に精通している社員を採用することによる人員増強や、専門的な外部講習等に積極的に参加し、より高度な会計知識の習得を図ってまいります。また、「全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス」及び「重要な勘定科目に対する個別業務プロセス」並びに「決算・財務報告に対する個別業務プロセス」に係る整備状況の再確認を行い、潜在しているリスクが全て網羅されて、コントロールが適切に定義され、機能されていることを確認いたします。

( 5 ) 監査役及び内部監査部門の監査体制の確立

会社における監査体制が不十分であった旨の指摘があり、その対応策として、取締役及び役職者に対し監査業務の重要性の理解を得るとともに、監査役の業務監査が十分に機能する体制を構築し、内部監査部門及び会計監査人との連携強化を図ってまいります。

また、内部監査部門に所属する社員の独立性を確保するとともに、内部統制評価や内部監査が実行可能な体制を構築してまいります。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。